

介護保険と障害者サービスの違いって??

一目瞭然!! 基礎編

令和元年11月22日 ケアマネット障害者部会
(品川区中延計画相談支援事業所 中村尚子)

その① 基本

	介護保険サービス	障害者福祉サービス
制度	介護保険法	障害者総合支援法 (うちケアママネジメントについては地域生活支援事業の中の、相談支援事業による)
対象	40歳以上特定疾病/65歳～高齢者	18歳～
障害種別		身体障害/知的障害 及び 発達障害 精神障害(精神疾患/高次脳機能障害) 難病
判定(手帳)		知的: 療育手帳(愛の手帳) 都道府県 (医師意見書等 と 判定) 身体: 身体障害者手帳 区申請 (指定医意見書) 精神: 精神保健手帳 保健センター(区)
特定疾病	介護保険申請に見合う 16疾病	指定難病 (今年度現在 指定359種)
マネジメント 専門職	介護支援専門員	相談支援専門員
プラン/計画	ケアプラン(ケアママネジメント)	サービス等利用計画(計画相談)

認定（区分）	<p>要介護認定 要介護度 1～5 介護 要支援 1, 2 予防</p> <p>（or 総合事業は 基本チェックリスト）</p>	<p>障害支援区分の認定 障害支援区分 1～6</p>
区分によって	<p>使える単位が区分によって異なる。その方の利用できるサービス量の上限は、単位を基準</p> <p>（ただし、一部は区分によってではなく、総合事業であったり、用具の貸与内容が異なる事はある）</p>	<p>使えるサービス内容が異なる 支援できる「時間」が異なる</p> <p>（その方、その方への区の決定によって時間数は異なる。 また、用具については障害や障害等級によって有無がある）</p>
サービスの増減や内容	<p>その方の要介護度による『単位』の中で、サービス量の増減 （ケアマネの裁量の中で組み立て可能）</p> <p>内容は、介護保険の規定内。</p>	<p>量（時に内容）の決定機関は「市区町村」。</p> <p>支給決定を頂く為、相談員が、アセスメントや分析、プラン立てを行い、それを地区担当ケースワーカーが、更に『勘案』したのち、区として会議で決定する。</p>
認定やプラン更新までの期間	<p>認定：上限最長 3年まで</p> <p>プラン：介護 6か月 1年 予防 基本的には6か月</p> <p>変更：その都度プラン立て</p>	<p>認定：1年～3年（認定は3年が多い） 個々の状態 障害による。 * サービスによっては認定はいらぬ。 （訓練系）</p> <p>計画：1年 変更：その都度プラン立て</p>
定期モニタリング	<p>介護： 毎月</p> <p>予防： 3か月</p> <p>（それ以外、月1回の電話や、通所先での確認）</p>	<p>その方ごとの決定による</p> <p>⇒ 毎月, 2, 3, 4・・・6か月 * 利用しているサービスにもよる * その方の現状・状態による * 新規・緊急度による</p> <p>（例：新規の方は初めの3か月間は毎月、その後、その方それぞれの期間は決定による）</p>

<p>会議、照会</p>	<p>●担当者会議 ⇒更新・変更ごと必須</p> <p>●照会 ⇒更新・変更時ごと必要な関係者にも らう または会議に出席できなかった方 から意見集める</p>	<p>●サービス担当者会議 ケア会議・関係者会議・カンファレン ス・・・ 呼び名は様々、形態による。 ⇒必要に応じて開催。今の所、更新や変更の 流れで罰則が生じるような、条件的な必須な ものとはなっていない。</p> <p>●照会 ⇒必要に応じて動きをとる。 ⇒状況により関係者がそろわなくても「しっ かり把握」ができるなら可。 電話や現場での聞き取りでも可能 ⇒今の所、必須だったり、無いと罰則という 事には至らない。</p>
<p>セルフプラン</p>	<p>あり (家族でたてたいというご希望はあま りないが、例えば、要支援から要介護 に区分変更したが、認定が間に合わず 更新がきた場合、要介護の方のケアマ ネがまだ設定できない場合一時的にな ど)</p>	<p>あり (ただし、品川区では、専門家がきちんとか かわってニーズを把握したうえでのプランを 重視。基本的にセルフプランは採用なし)</p>
<p>用具</p>	<p>福祉用具 貸与／一部購入 (保険内、共通の内容)</p>	<p>日常生活用具 支給（頂ける） (市区町村により、支給の内容変わる) ★介護保険と同じような小規模住宅改修もこ の中に含む。ただし介護保険優先。対象者 には条件あり。 ※新規として、貸与も追加はある→しかし成 長著しい児童や、退院後などに身体機能に合 うものを模索が必須等、条件があるごく限ら れた方のみ</p>
<p>給付管理</p>	<p>あり</p>	<p>なし (請求業務（レセプト）はある)</p>